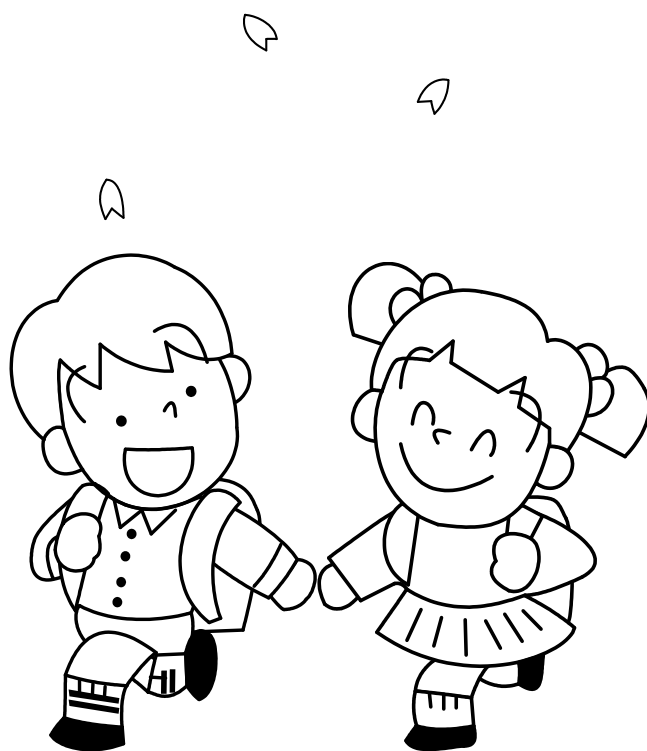


新庄村

第2期

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

目 次

I. 計画の策定にあたって

- (1) 計画の概要 1
- (2) 計画策定の背景 4

II. 新庄村の子どもを取巻く状況

- (1) 人口動向等 6
- (2) 子どもたちの状況 7

III. 子育て支援施策の基本方向

- (1) 基本理念 9
- (2) 基本視点・基本目標 10
- (3) 計画期間の推計児童数 12

IV. 子どもがのびのび育つ

- (1) 子どもの健康の確保・増進 13
- (2) 子どもの成長にあった保健活動と思春期保健の推進 14
- (3) 子どもの心の問題や支援が必要な子どもへの対応 16

V. 親が愛情をもって子育てできる

- (1) 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり 20
- (2) 子育てネットワークづくりと家庭教育の推進 22
- (3) 保育サービスの充実 23
- (4) 子育ての経済的負担の軽減 25

VI. 親子のすだちを見守り地域も元気になる

- (1) 子どもの育ちを応援する温かい地域づくり 27
- (2) 子育てと人にやさしい環境の充実 28

VII. 子ども・子育て支援事業の推進

- (1) 子ども・子育て支援法におけるサービス体系 30
- (2) 教育・保育提供区域の設定 31
- (3) 計画期間の子ども数と潜在的家族類型 31
- (4) 子どものための教育・給付 34
- (5) 地域子ども・子育て支援事業 36
- (6) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 41
- (7) 総合的な施策の推進 42

I . 計画の策定にあたって

(1) 計画の概要

①計画の目的

1) 計画策定の背景

わが国の少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。子どもは次代を担う存在であることから、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めていくことが重要です。

2) 計画策定の目的

第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が2019年度に終了するため、次期計画を策定し安心して子どもを生み、育てることのできる社会を目指していきます。また令和3年度に開設を計画している子育て包括支援センターを中心として、地域の子育て環境の充実に村全体で取り組んでいく重要課題の指針として本計画を策定します。

①幼児教育、保育の充実

教育・教育事業に対する村民のニーズに応えつつ、国の政策に呼応した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制を定めると同時に、教育・保育の質の充実を図る体制を確保していきます。

②子育て支援の充実

家庭、学校、地域、職域などこの社会全体のあらゆる分野の男女がともに、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、それぞれの役割を果たすことにより、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できる子育て環境の整備をさらに進めます。

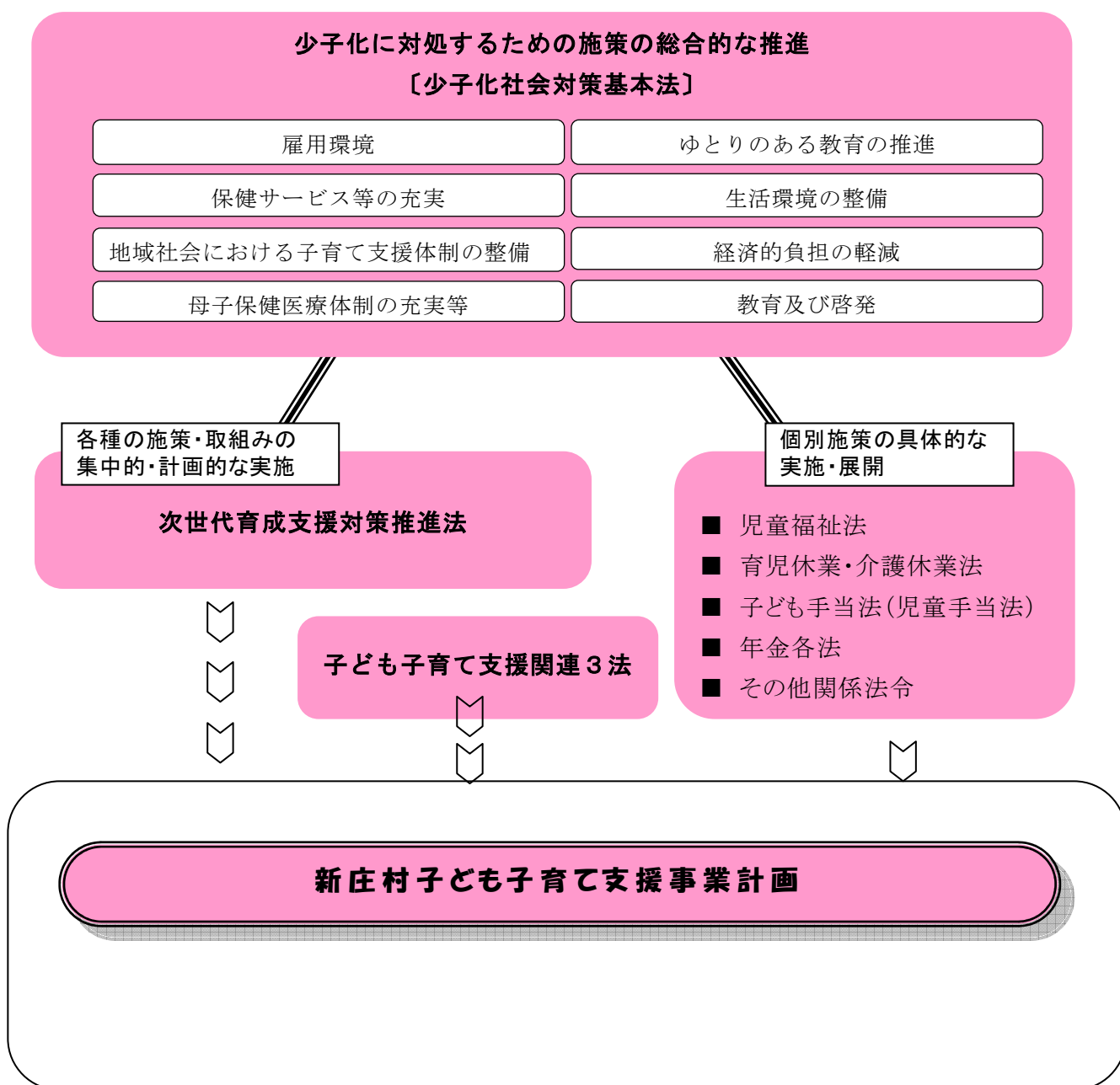
②計画の性格

1) 計画の位置づけ

本計画は、新庄村の子ども子育て支援のための計画です。すべての子どもと子育て家庭を対象に、村が取り組む次世代育成支援施策と子育て支援施策の目標や方向を示しています。そのため、村の振興計画をはじめ、保健福祉に関する各種関連計画との整合性を保ち、県計画との調和に配慮して策定します。

併せて、本計画は各家庭、学校、地域、職場などに理解と協力を促進する役割をもち、連携しあいながら推進します。

計画の位置づけ



2) 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画期間

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

3) 計画の策定・推進

この計画の策定にあたっては、「新庄村子ども・子育て会議」を設置し、審議を行います。当会議は子どもの保護者や学識経験者、保育所等事業者をはじめとする地域の保健福祉に携わる者により構成されています。

また、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を実施し、様々な意見を活かして計画策定の基礎資料として使用しました。

(2) 計画策定の背景

①少子化の進行と社会環境の変化

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降減少し、合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、現在はやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。平成15年に少子化社会対策基本法が制定され、その後も施策の見直しや拡充が図られてきましたが、平成28年の合計特殊出生率は1.44と依然低い水準となっています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなったり、社会の活力が低下するなどの影響が、今もなお続いています。

超少子高齢化の社会環境の中で、ライフスタイルの変化を踏まえ、女性の社会進出、核家族が子育てしやすい仕組みづくりなど、誰がどこでも結婚や出産を実現できる環境を整備することが求められています。教育や保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育ての支援を充実させる必要があります。一方で、非正規雇用者の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化もみられます。こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育み、成長に関わる仕組みづくりが求められています。

②子ども・子育て支援制度の導入

社会的背景や子育ての課題を踏まえ、平成24年8月、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭を支えるため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行されました。

子ども・子育て関連3法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部改正法
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
- 3 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

II. 新庄村の子どもを取巻く状況

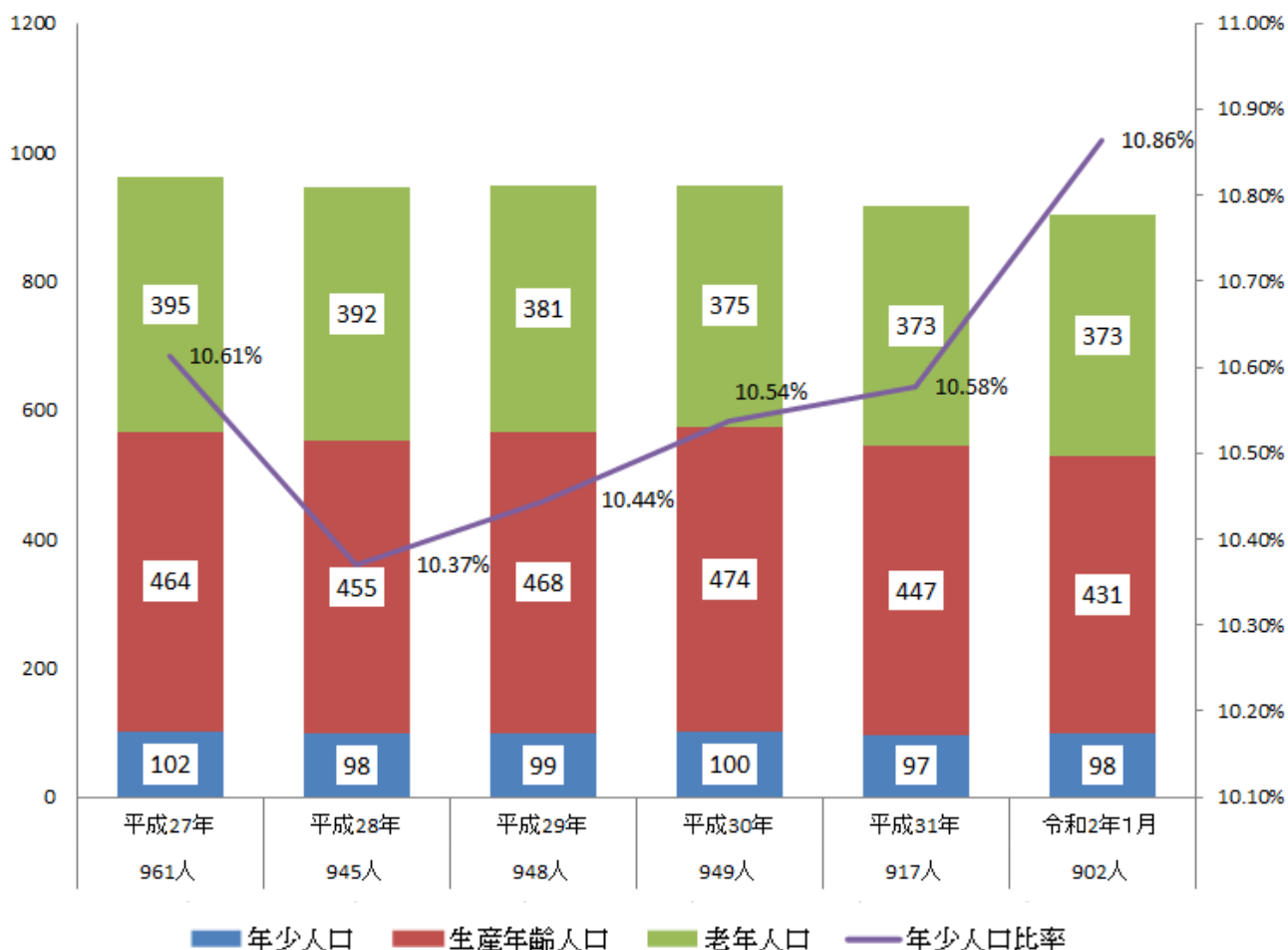
(1) 人口動向等

②人口

本村の人口は一貫して緩やかに減少しており、平成31年は917人となっています。この5年間で人口が4.5%減少しています。15～64歳の生産年齢人口も減少しており、14歳以下の年少人口の比率はほぼ横ばいですが、総人口の減少に伴い人数は少なくなっています。

老年人口も減少しているため、結果として高齢化率は横ばいです。平成27年に41.1%であった高齢者率は平成31年には40.6%と40%程度を推移しています。

総人口・人口構成の推移(各年4月1日現在)



資料 住民基本台帳

(2) 子どもたちの状況

①児童数

17歳以下の児童数は、平成22年は150人でしたが、年々緩やかに減少しており、平成26年は132人と、4年間で18人減となっています。ただ、平成26年に0～5歳が39人と増えたのは、乳幼児を連れた転入者が続けてあったことが影響したものと考えられます。

総人口に占める児童数の割合も低下傾向で、平成22年は14.3%でしたが、平成26年は13.4%となっています。

近年の児童数の推移(各年4月1日現在)

(人・%)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳	男	10	9	13	15	14
	女	26	25	23	23	19
	合計	36	35	36	38	33
6～11歳	男	22	22	21	22	22
	女	17	17	20	20	22
	合計	39	39	41	42	44
12～17歳	男	24	24	24	25	19
	女	31	26	22	22	22
	合計	55	50	46	47	41
児童 合計		130	124	123	127	118
総人口に占める割合		13.5%	13.1%	13.1%	13.4%	12.9%

住民基本台帳

年度中の出生数は平成27年～30年を見ると、3～6人を推移しています。

出生数の動き(各年4月～翌年3月分累計)

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
男	2	4	4	2
女	1	2	2	2
合計	3	6	6	4

②通所・通学状況

村内には村立の保育所と、小中一貫校1校があり、小中連携した教育を実施しています。

児童人口が減少傾向にあるものの、保育所通所者数は平成27年度から実施している、保育料無償化によって、平均して30人程度と増加しています。小学生は平成27年に38人で、中学生は平成27年に26人が通学していましたが、小学生は増加、中学生は減少しています。全体的な児童・生徒数は減少傾向にあります。

通所・通学状況 (か所・校・人)

保育所(各年3月末)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所数	1	1	1	1	1
通所児童数	30	31	28	28	30

小学校(各年4月末)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
学校数	1	1	1	1	1
児童数	38	38	41	42	44

中学校(各年4月末)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
学校数	1	1	1	1	1
生徒数	26	24	21	19	19

住民福祉課・教育委員会

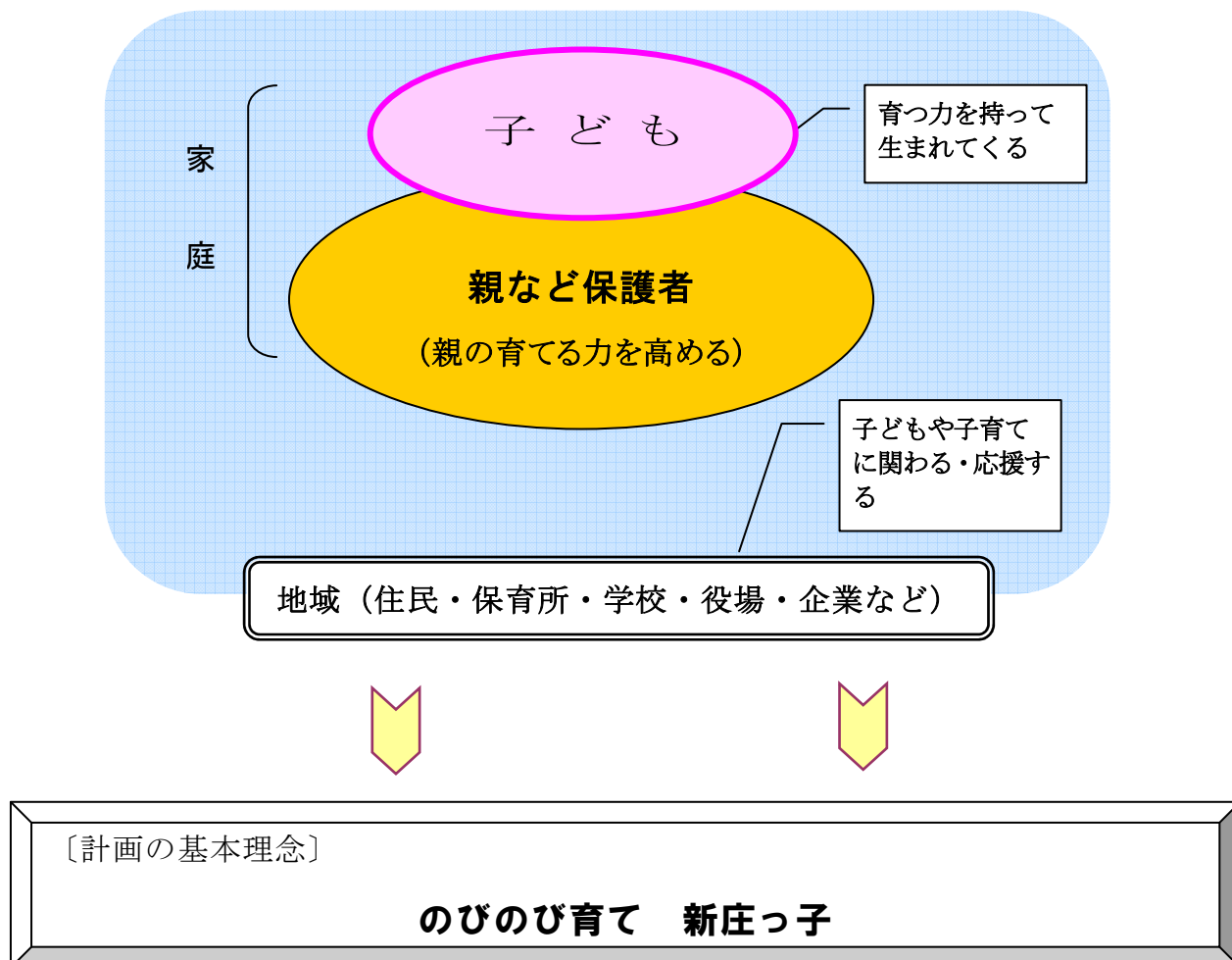
Ⅲ. 子育て支援施策の基本方向

(1) 基本理念

次世代育成支援対策の基本理念として、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と示されています。

新庄村の子どもがいる世帯は、祖父母が同居する世帯、祖父母等の親族が近居している世帯が多いことから、子ども家庭を基本にとらえ、家族の結びつきと地域のつながりを大切にしながら取り組むことをめざします。

基本姿勢と基本理念(継続)



(2) 基本視点・基本目標

①基本視点

各種施策を推進する際に、以下の視点をふまえて取り組みます。特に、子育て支援は、親のために支援するのではなく、子どものために子育て支援をするという認識を深めながら、「子どもが成長して親になる」ということにも配慮した展開に留意します。

②基本目標

1) 子どもがのびのび育つ

新庄の子どもたちが、健やかに、心豊かに育つためには、子どもが人としての尊厳を保持し、育成されていくことが基本です。子どもの視点に立ち、子どものもつ育つ力を伸ばせるように、親と地域が見守り、育ていくことが大切です。

ひとり一人の個性と可能性を伸ばす教育や、恵まれた自然環境を活かした様々な体験活動を通じた自立する力の育成をめざします。

2) 親が愛情をもって子育てできる

親の自覚を促し、子どもに愛情をもって安心して育てられるように、親の子育て力を伸ばし、子どものための子育て支援施策を推進します。また、妊娠・出産、親の心身の健康が子どもの成長に大きく関連することをふまえ、親子の健康の確保・増進をめざします。

3) 親子のすだちを見守り地域も元気になる

地域で集まったり、世代を超えて一緒になって何かをする機会を増やし、共に活動すること、子どもに地域が関わることで、相互の関わりを深めていきます。

また、子どもをもつ世代の生活環境、働く場など、子育てと子どもの育つ環境づくりについて、認識と理解を深め、次世代を考える地域社会をめざします。

③施策の体系

区分	目 標	具体的な取組み
子どもが のびのび 育つ	(1)子どもの健康の確保・ 増進	①乳幼児健診とフォローの推進 ②歯科保健の推進 ③予防接種
	(2)子どもの成長にあった 保健活動と思春期保健の 推進	①食育の推進 ②思春期保健の推進 ③保育所、学校、放課後子ども教室等との連 携による健康支援
	(3)子どもの心の問題や支 援が必要な子どもへの 対応	①子どもの権利擁護の推進 ②児童虐待防止対策の推進 ③子どもの相談体制の確立 ④障がい等で支援が必要な子どもへの支援 ⑤ひとり親家庭への自立支援
親が愛情をも って子育て できる	(1)安心して妊娠・出産・ 子育てできる環境 づくり	①親子の健康支援 ②かかりつけ医の普及と救急相談の周知 ③親育てへの支援
	(2)子育てネットワーク づくりと家庭教育の 推進	①子育て支援相談体制の拡充 ②子育てサークル・子育て支援活動の育成・ 支援 ③子育て支援情報の提供
	(3)保育サービスの充実	①通常保育 ②一時預かり等の保育サービス ③放課後子ども総合プラン(学童保育クラブと 放課後子ども教室)
	(4)子育ての経済的負担の 軽減	①各種手当等 ②医療費助成制度
親子のすだち を見守り地域 も元気になる	(1)子どもの育ちを応援 する温かい地域づくり	①子育てと家庭生活の調和の促進 ②地域で子どもと子育てを応援する仕組みづ くり
	(2)子育てと人にやさしい 環境の充実	①生活環境の整備 ②子どもが安全にのびのび暮らせるむらづくり
子ども・子育 て支援事業の 推進	子ども・子育て支援事業計画部分をⅦとして追加	

(3) 計画期間の推計児童数

近年の住民基本台帳人口を用い、男女別・年齢別の変化率から、計画期間の児童人口を推計します。

計画期間の推計児童数(各年4月1日)

(人)

	令和2年 推計	令和3年 推計	令和4年 推計	令和5年 推計	令和6年 推計
0歳	9	5	5	5	5
1～2歳	11	13	14	10	10
3～5歳	14	16	15	20	18
6～11歳	44	40	40	38	37
合計	78	74	74	73	70

IV. 子どもののびのび育つ

(1) 子どもの健康の確保・増進

乳幼児から思春期まで、成長過程にあった心身の育ちの支援が重要であり、子どもの健やかな発育・成長を支援するため、健診・相談を充実します。

①乳幼児健診とフォローの推進（継続）

それぞれの成長段階で健康診査を実施し、発育状況の把握と相談等の機会を設けて、障がいや疾病の早期発見にも適切につなげています。

乳幼児健診等で育児に関する相談に心理士、保健師等が対応しています。乳幼児相談をはじめとする育児に関する相談活動の周知を図り、それぞれの関係機関等と連携を図り、育児不安の軽減、悩みの解消等が図れるように、親子の育ちを支援していきます。

健診結果などで継続して支援が必要な子どもについては、必要に応じて専門機関につなぎ、適切な指導・訓練が受けられるように取り組みます。

《1か月健診》

平成30年度：受診延人員5人

《乳児健診（3～4か月健診、9～10か月健診の2回）》

平成30年度：受診延人員14人

《1歳児健康診査》

平成30年度：受診延人員5人

《2歳児健康診査》

平成30年度：受診延人員4人

《3歳児健康診査》

平成30年度：受診延人員7人

②歯科保健の推進（継続）

乳幼児健診にて幼児歯科健診事業を実施しており、継続して歯科衛生士による取り組みを行います。現在は有虫歯率0%を目指しており、食生活との関連をふまえながら歯の大切さを様々な機会をとらえて啓発していきます。

平成30年度の有虫歯率：1歳6か月児0%、3歳児0.0%

《1歳6ヶ月児健診における歯科健診》

平成30年度：6人中、有虫歯率0%、1日3回以上間食している者0人

《3歳児健診における歯科健診》

平成30年度：7人中、有虫歯率0.0%、1日3回以上間食しているもの1人

③予防接種（継続）

予防接種法の改正などに対応して実施しており、感染症予防についての啓発や定期的に予防接種を行い、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防に努めます。

平成30年度の対象児童各種予防接種率：100%

（2）子どもの成長にあった保健活動と思春期保健の推進

子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を目標に、母子保健活動の充実を図ります。

学童期・思春期においては、子どもが自らの健康や性について正しい知識を身につけることのできるよう、学童・思春期保健事業の充実を図ります。

①食育の推進（継続）

「食事」は健康な体づくりの基本となるものであり、栄養バランスのとれた食事を摂り、望ましい食習慣を身につけるため、保育所や学校等において、食育に取り組むとともに、家庭や地域での食生活改善の活動や食育活動とも連携しながら、食育の普及・啓発に努めます。また、「早寝・早起き・朝ごはん」を啓発していきます。

保育所・学校の給食では、今後も、積極的に学校給食に新庄産の食材を取入れて、「地産地消」を推進し、児童生徒にもよく説明をしていけるよう取り組みます。

栄養バランスのとれた食事のあり方等の正しい理解を深めるため、園児・小学生・中学生を対象にした、栄養士、栄養委員等による教室を継続して開催します。

栄養士等が学校の授業の中や保育所に訪問し、調理実習等を行っています。学校や子どもたちの要望等を聞きながら、やり方や内容を協議しながら進めており、子どもたちとの交流が深まっています。このような活動を通信や地域にお知らせして、活動支援に継続して努めていきます。

②思春期保健の推進（継続）

自分の身体や健康についての関心を高め、自らの意思により行動できる力を身につけるとともに、将来次世代の親となるための十分な知識を養う場、保健師・助産師が関わりながら各種予防教室や乳幼児とのふれあいの場となるように思春期保健活動を推進します。また、経年的な動向の把握に努めながら、たばこ、酒、薬物などの防止を図るため、関係機関との連携を図りながら啓発活動を展開していきます。

《歯の健康教室》

- ・歯の健康教室を実施しており、継続して開催し、歯の大切さ、歯科衛生について啓発します。

実施状況（平成30年度）：歯みがき教室を小学1・2と5・6年生対象に実施。
3～6年生を対象に、村診療所歯科医師による歯科授業の実施。

《乳幼児とのふれあい体験》

- ・乳幼児とのふれあい体験を通じて、乳幼児の特性や発達について学び、生命の大切さや自分自身の存在について考え、次世代の親となる自覚を育てるため、小学生・中学生を対象に保育実習などを継続して取入れます。

実施状況（平成30年度）：中学3年生を対象にすすく相談での育児体験や保育所訪問を実施。

《飲酒・喫煙・薬物》

- ・酒・たばこ・薬物について正しい知識を持ち、適切な行動がとれるように、中学生対象に教室を実施しており、継続して開催して啓発に努めます。

実施状況（平成30年度）：中学生を対象に警察官による薬物乱用防止教室を実施。
小学校では「タバコとお酒」をテーマに、保健集会を実施。

《性教育》

- ・自分の体、性に関して関心を持ち、正しい理解を深めるため、性教育を実施します。

実施状況（平成30年度）：中学生を対象に保健所主催のエイズ出前講座を実施。中学3年生を対象に愛育委員による妊婦体験と乳児の着替え・入浴体験を実施。
小学校では担任や養護教諭が、生命誕生や第二性徴やについての授業を実施。

③保育所、学校、放課後子ども教室等との連携による健康支援 (継続)

1) 役場・学校等との連携による健康教育の推進

役場、保育所、学校等が相互に連携を図り、それぞれの年齢に応じた子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進します。夏休みに小・中学生対象に開催しており、放課後児童クラブのなかで実施するなど、連携のとれた健康づくり活動を推進します。

2) 保育所、学校等との連携による支援が必要な子どものフォローの推進

就学前の親を対象に配付し、保護者に子どもの発育や成長で気になるところを書き出してもらう取り組みを行っています。これにより、関わりが必要な状況等を把握してフォローしていくため、役場、保育所、小中学校が連携して支援する体制づくりに取り組みます。特に、進学や進級時にシートの引き継ぎがスムーズになされ、その活用が増えるようにします。

乳幼児健診からはじまる子どもの成長にあった健康支援をめざし、フォローが必要な子どもの状況等を成長にあわせて記録して引き継ぎ、切れ目のないフォローができるように、サポートブックの作成にむけて引き続き協議し、実施方策を検討します。

(3) 子どもの心の問題や支援が必要な子どもへの対応

核家族化が進んでいく中、周りから孤立しやすい環境は都市部だけでなく、わが村のような山間部でもでてきています。児童虐待、家庭問題などで支援や関わりが必要な親子が、表面化していくことが見込まれます。子どもの人格や人権が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するとともに、要保護児童対策連絡協議会を中心にした児童虐待防止ネットワークの強化により、児童虐待の防止に努めます。

①子どもの権利擁護の推進 (継続)

新庄村では「新庄宝っ子憲章」を掲げています。子どもは、一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が自らの持てる力を発揮し、成長できるように、一人の人として子どもの権利を尊重し、子どもの利益が最大限確保できることを基本に、憲章の啓発に努めます。

②児童虐待防止対策の推進 (育児支援家庭訪問事業) (継続)

児童虐待に発展しないように、子育てに関する相談事業などで育児不安等の解消を図ることが重要であり、児童虐待がどのようなものなのか、身近な問題として認識されるように継続的に啓発します。

また、**赤ちゃん訪問**事業（乳児全戸訪問事業）をはじめ、各種健診や教室活動等で、早期発見・予防に努め、迅速に対応できる支援体制を整えます。

住民へは民生児童委員等と連携して発見時の通報義務についての周知徹底を図り、早期発見が行えるように働きかけます。

また、「新庄村要保護児童対策地域協議会」を開催し、各関係機関との連携強化のもと、児童虐待防止と健全育成に努め、保護が必要な子ども、問題を抱える親子・家庭への対応等きめ細やかな取組みを進めます。

市町村子ども家庭支援拠点の設置

虐待を含む地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する「市町村子ども家庭支援拠点」は、児童福祉法により 2022 年までに自治体へ設置が努力義務とされています。

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、継続的な支援を実施します。必要に応じて専門職が家庭訪問し、専門的な相談支援を実施します。児童虐待などの相談に対しても、関係機関と連携し必要な情報提供や支援を行います。

③子どもの相談体制の確立（継続）

子どもの悩みやこころの問題に関する相談ができる、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーを配置して対応しています。コンサルテーションの時間を工夫しカウンセリングの結果を受けた対応を共有する機会を持ちます。

《スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用》

- ・思春期の様々な悩みや不安について、専門家による相談援助を行います。
- ・不登校、ひきこもり等への支援、虐待やいじめなどの問題についても、心理士や相談援助などの適切な対応に努めます。

④障がい等で支援が必要な子どもへの支援（継続）

障がい等で支援が必要な子どもの成長と自立を支援するための施策を推進します。

1) 療育体制と障がい児保育の推進

乳幼児健診等を通じ、障がいの早期発見に努めるとともに、保健所、児童相談所、療育施設との連携を図り、早期療育を進めます。

また、保育所では障がい等で支援が必要な子どもと一緒に育つことができるように、受け入れに必要な施設改善、支援職員の配置などの体制を確保するとともに、教職員の研修により対応力を向上し、支援の必要な子どもの育ちを支援します

《各種健診事業を通じた早期発見》

- ・乳幼児健康診査事業等の充実により、障がいの早期発見に努めるとともに、保健所、児童相談所、各療育施設との連携を図り、早期療育を進めます。
- ・発達支援事業として、子どもの発育や発達に関して心理士による相談の場や発達支援教室、真庭市のたんぽぽ園の委託利用を図り、専門家による助言を受ける機会をつくります。

《保育所での障がい児の受け入れ推進》

- ・保育所における障がい児の受け入れを積極的に進めるとともに、障がい児の受け入れに必要な保育所の施設整備・改善、教職員の研修による処遇向上等により、就学前保育・教育の充実を図ります。

2) 特別支援教育の推進

児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、障がいのある児童・生徒については本人の障がいの状況や保護者のニーズに合わせた教育が受けられるよう、就学相談、教育支援委員会での審議・検討、通級による指導、支援員の配置、必要な施設面の整備・改修など、障がい児の受け入れ体制を確保します。

個別支援計画の作成を行い、障がいのある子どもの成長段階にあった支援を適切に行うため、特別支援教育担当者間、役場、地域自立支援協議会など関係機関との連絡・調整の場を確保して連携を強化します。

- ・個別支援計画の作成
- ・特別支援教育コーディネーターの配置

⑤ひとり親家庭への自立支援（継続）

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

1) ひとり親家庭に対する相談対応の充実

児童委員や心配ごと相談などが地域の相談窓口となっており、ひとり親家庭に対する相談対応の充実を図り、ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減する等、子育て支援を充実します。関係機関との連携により就業相談についての情報提供に努めます。

2) ひとり親家庭に対する経済的支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、貸付制度等の制度について周知を行い、制度の活用により、母子家庭等の経済的安定を図り、自立の支援を促進します。

・児童扶養手当

母子・父子家庭（または準ずる母子家庭）や、父親に重度の障がいがある家庭で、18歳になった年度末までの児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育している母親、または、養育しているものに児童扶養手当を支給し、子育てに要する経済的負担を軽減します。

・ひとり親家庭等医療費給付事業

ひとり親家庭の親とその扶養している児童、父母のない児童に対し、その保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。（所得等による制限あり。）

・母子・父子・寡婦福祉資金制度

ひとり親家庭の母親及び寡婦の方の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉の増進のため、必要に応じ、資金の貸し付けを受けられます。

3) ひとり親家庭に対する生活支援

ひとり親家庭の母親・父親が病気の時や、自立促進に必要な技能習得のため、一時的に日常生活に支援を要する場合、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、児童の養育等を行い、生活支援を行う「母子家庭等日常生活支援事業」のニーズを調査し、必要であれば実施に向けて検討を行っていきます。

V. 親が愛情をもって子育てできる

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

①親子の健康支援（継続）

1) 妊婦健康診査の実施

母子手帳交付時に保健師・栄養士による面接・相談を実施するなど、妊娠期から子育てサポートをスタートします。妊娠中の母体の健康状態を診査するために実施される妊婦一般健康診査の受診票が14枚発行されます。これは、県内の医療機関及び隣接する鳥取県内に独自に委託契約している医療機関であればどこでも利用が可能で、妊娠期の健康管理を行うとともに、健康で快適に出産ができるように支援します。また、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるように、出産前後において必要に応じ、電話、面接、訪問等により、妊産婦の相談に対応します。

《妊娠の届出》

平成30年度：妊娠届出者の数5人、満11週以内4人（80%）

《妊婦健康診査（委託）》

平成30年度実施状況：

一般健康診査：受診票交付数70件、受診実人員9人、延人員58件

2) 産婦健康診査の実施

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間頃・1か月頃の産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。産後の初期段階における母子の支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。

平成31年度より実施。

3) 赤ちゃん訪問事業

家庭訪問を実施し、妊娠期から、育児のための知識の習得や健康管理などの情報提供を行うとともに、親となるための自覚を促し、出産後もそれぞれの発達段階に応じ実施することにより、健康に過ごすための子育て支援を行います。

出産後は親子を対象に、親子ふれあい教室を開催しており、参加者のニーズを把握して内容の充実を図りながら推進します。

《家庭訪問》

- ・妊娠中の食生活や健康管理、母乳栄養や乳房管理等の出産後の知識について学び、妊娠期を健康に過ごせるよう支援します。
- ・出産後は「こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）」として、子どもと母親の状況を把握し、必要な情報提供等を行うため、新生児の家庭に保健師が訪問します。

平成30年度：4人

《相談等の開催》

- ・親子を対象に育児に関することや、離乳食などに関する育児相談や電話相談も必要に応じて行っております。
- ・乳幼児健診時に子どもの事故防止について指導を行います。

②かかりつけ医の普及と救急相談の周知（継続）

地域の医療機関との連携を図り、かかりつけ医の普及に努めるとともに、夜間・休日の救急についての相談窓口として、小児救急医療電話相談（#8000）が確保され、パンフレット等でもお知らせしています。看護師等が急な相談に応じてくれる窓口として、今後さらに周知を図ります。

《小児救急医療電話相談》

電話：#8000 19時から翌朝8時まで 看護師等が電話での相談に対応

③親育てへの支援（継続）

子どもが生まれるということは、夫婦の生活が一変し、ほとんどの時間が子どものために費やされることとなります。それは思った以上の負担でもありますし、子が成長し自立してゆくまで長い時間がかかります。子育て支援策として保育等サービスを充実する一方、保護者が子どもと接する時間が少なくなってしまう面もあり、子育てに関する主体性や責任感が薄くなる危険もあります。保護者が親としての自覚を持ち、主体的に子育てできるよう、妊娠期から「親育ち」についてサポートします。

《親育ちへの支援》

妊娠期をはじめとし、赤ちゃん訪問、乳幼児健診等を通じて、乳幼児期での親子の絆づくりのサポート、基本的な生活習慣づくりを繰り返し伝えていきます。すくすく相談やママカフェなどで、親同士が交流しながら、主体的に子育てに必要なスキルや知識を学べるようサポートします。

(2) 子育てネットワークづくりと家庭教育の推進

①子育て支援相談体制の拡充（継続）

1) 子育て支援相談の推進

主に就園前の子どもと親の遊びの場、相談の場、仲間づくりの場として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。すくすく相談活動を通じて、未就園児の健全育成や、育児不安等の子育てにおける保護者の相談に応じ、地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実を図ります。

保育所では保育所に通う前の子どもと保護者が、保育所のことを知る機会として、遊びの場として、また、通所児童との交流の場として、保育所の園庭開放を行っており、今後も継続して実施します。

2) 相談窓口のネットワーク化の推進

保育所・学校・役場・教育委員会などの各相談窓口と、地域では民生委員・愛育委員等が相談活動に携わっており、様々な経路からの相談に適切に対応できるように、必要に応じて検討・調整する機会を確保するなど連携を強化します。

3) 子育て支援員の配置

子育ての困りごとや不安などを相談できる窓口として、役場に子育て支援員を配置し、いつでもどんなことについても相談できる体制を作っています。また、月に一度親と子が集まる場で意見交換を行えるように取り組んでいます。

4) 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援のため、国が令和2年度末までに全国展開を目指しています。全ての妊産婦・子ども・子育て家庭を対象とした、妊娠期から就学前まで切れ目ない支援の展開や、ワンストップ相談機能、保育や母子保健サービスの活用支援を行っていく予定です。

②子育てサークル・子育て支援活動の育成・支援（継続）

子育てサークルの活動支援

現在は母子クラブ（ひなどり会）やママカフェグループなど子育て中の保護者の会が活動しており、今後も活動支援を行います。子育て中の親同士が交流を図り、情報交換や相互に協力を行う等、自主的に活発な活動ができるようにします。

③子育て支援情報の提供（継続）

子育て支援に関するサービスや情報の提供に努めていますが、児童福祉の制度や事業が変化するなか、迅速に提供に努めていくことが重要であり、なるべく個別通知などで周知を行います。

また、乳幼児とその保護者が交流を行う場所を提供し、子育てについての相談・情報提供・助言を行います。

（3） 保育サービスの充実

①通常保育

1) 通常保育（平日・土曜日保育）（継続）

新庄村保育所では、随時入所を受け付けており、地域交流事業や食育推進事業など多様な保育内容を取入れています。今後も就学前児童の家庭以外の保育場所として、保育施設のみならず、地域の人や行事との関わりを大切にしながら様々な体験や生活習慣の定着を図ります。一人一人を大切に見守り、発達に応じた支援や、より発達を促す手立てに配慮しています。

子ども数は減少傾向ですが、保育所利用者数は変わらず、30人程度が利用しています。

2) 延長保育（継続）

核家族が増えてくる中で、村外での就労などにより延長保育のニーズは高まってきています。保育体制の整備も含め幅広い対応ができるよう検討していきます。

3) 保育サービスの質の向上

日頃の保育活動を定期的に自己評価し、業務に活かしていける点検体制を確立します。また、子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の研修による資質の向上や保育施設の整備等、保育サービスの質の向上に努めます。このため、保育の質の向上のためのアクションプログラムを作成して、保育所での取組みを促進します。

保育所保育指針に基づき、様々な体験活動を通して地域との交流事業をはじめ、保護者への研修を取入れることなどを検討しながら、就学前児童の保育の充実を図ります。

②一時預かり等の保育サービス

1) 一時保育事業（継続）

主に就園前の子どもの保護者の疾病等や休養などで、一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れ等の解消等、一時保育事業について、保育ニーズに対応することができるよう、保育所での一時保育事業を実施しています。

2) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病や仕事、育児不安等の解消などの理由により、夜間または短期間児童養護施設等において、子どもを預かる短期支援事業については、現在実施していませんが、今後の家庭状況を把握し、実施の必要性を検討します。

3) 病児・病後児保育事業

児童が病気や病気回復期のため集団保育が困難で、保護者の就労等で家庭での保育もできない場合に、一時的に保育を行う事業です。村では平成30年度より事業を開始していますが、広く周知を行うとともに、看護師・保育士等の有資格者による見守りの実現を目指し、より多くの方が安心して気軽に利用していただけるよう体制を整備していきます。

4) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人の登録からなる会員組織をつくり、保護者が疾病の時の養育や、他の兄弟の通院、参観日等で保育が難しい等のニーズに対応できるようにするサービスです。新庄村では、「ママカフェグループ」による子守り支援の取組がこの事業にがいたします。現在は人材の確保が困難となり実施できていませんが、事業啓発に努め、グループ育成・支援に努めます。

③放課後子ども総合プラン（学童保育クラブと放課後子ども教室） （継続）

新庄村では、平成20年度より、児童に安全で安心な場を提供し、児童の健全な育成を図るため「放課後子ども教室」を開設しています。

放課後子ども教室は、放課後に帰宅しても保護者か保護者に代わる人がいない児童を対象とし、平日の下校～午後6時まで公共施設（新庄村公民館、新庄小学校）にて活動しています。開設日については、放課後だけでなく、

保護者のニーズを反映し、学校の振替休日、臨時休校日、長期休業中も実施しています。

放課後子ども教室の運営は、新庄村地域教育協議会で協議します。新庄村地域教育協議会は、教育長、小・中学校の校長、地域連携担当教職員、教育委員会・福祉部局の担当者、村内の有識者で構成され、特に配慮を必要とする児童への対応など学校と連携し、地域の実情に応じた運営に努めています。

新庄村では、児童数が年々減少し、友達の家が遠いなどの理由で同世代の子と一緒に遊ぶ場面が少なくなっているなか、放課後子ども教室は異学年交流も含めて子ども同士の居場所づくりの場ともなっています。

今後は、国の策定した「放課後子ども総合プラン」に応じた運営を目指し、協議の段階から、福祉部局と連携を図り、放課後子ども教室を実施していきます。今後も保護者のニーズや意見の把握に努め、実施場所・指導内容について、さらなる工夫を検討します。

(4) 子育ての経済的負担の軽減

①各種手当等（継続）

社会経済状態の低迷等を背景に、子育て家庭の経済的負担感が大きくなっています。

制度改正等をうけ、児童手当等各種手当の制度について十分説明し、適正な利用を促進します。

《児童手当、特別児童扶養手当》

・引き続き継続して給付します。児童手当受給者

《就学援助等の実施》

・世帯の所得に応じて、児童の就学に要する費用について援助します。

《障害児福祉手当》

・在宅の重度障がい児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の児童に対し支給します。（扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されない。）

②医療費助成制度（継続）

乳幼児医療費助成事業では中学校終了まで対象にしています。このように充実した子どもの医療費助成制度について十分説明し、適正な利用を促進します。

《乳幼児医療費助成事業》

・中学校終了までの入院・通院費を公費負担する制度に拡大されています。

《育成医療の給付》

・18歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障がい、または先天性内臓・心臓疾患等の障がいのある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

《重度心身障がい者（児）に対する医療費の助成》

・重度の心身障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成します。

《小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付》

・小児の慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額になることから、医療費の公費負担があります。

VI 親子のすだちを見守り地域も元気になる

(1) 子どもの育ちを応援する温かい地域づくり

①子育てと家庭生活の調和の促進（再掲）

1) 職場や地域への意識啓発

次世代の社会を担う子どもは、家庭だけでなく、社会全体で育むものであるという視点に立ち、育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、その他、仕事と両立し、子育てがしやすいよう、働き方の見直しや支援のあり方の検討も含めて、子育てにやさしい就労環境づくり、仕事と家庭生活の調和の推進について、事業所や地域に啓発します。

2) 男女共同参画社会の推進

性別を問わず、その能力を十分活かして職業生活を送れるように普及・啓発と理解を深める機会の提供を図ります。

家庭においても、これまでの固定的な役割分担ではなく、家事や育児において、それぞれの家庭に合った役割分担が行われ、子育てが負担となることのないよう、男女共同参画社会の推進を図ります。

3) 各種子育て支援サービスの充実、活用

様々なライフスタイルや多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、十分活用され、仕事と子育てが両立しやすくなるよう、周知を図ります。

②地域で子どもと子育てを応援する仕組みづくり（継続）

1) 地域での交流活動や子育て支援活動の促進

民生委員、児童委員の活動と連携・調整を図って活動の支援に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携を図ります。

また、愛育委員、栄養委員による子育て支援活動を行うとともに、ひなどり会やママカフェグループなど、住民の自主的な活動の育成・支援により、地域全体で子育てを考え、サポートできるような取組みを進めます。

あらゆる社会資源、人材を活用して、様々な経験や知識のある住民との交流を通し、地域の伝統文化の伝承や学習機会を持つほか、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組みます。

2) あいさつ・声かけ運動の実践

子どものあいさつ活動は広く定着しており、子どもたちにあいさつされると大人もうれしい気持ちになります。あいさつから日常的な声かけ活動に広がるように、大人たちも地域のなかでのあいさつ運動の展開を促進します。

(2) 子育てと人にやさしい環境の充実

①生活環境の整備（継続）

1) 子育てと人にやさしいむらづくり

バリアフリー新法（ハートビル法・交通バリアフリー法）等の普及・啓発に努めるとともに、道路、公共施設の改修・整備の際に、バリアフリー化を促進します。

これに加えて、すべての人が使いやすい施設、サービス等、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

すべての村民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。

2) 住環境の整備

村営住宅の改修時にバリアフリー化等の居住環境を進めます。

②子どもが安全にのびのび暮らせるむらづくり（継続）

1) 子どもがのびのび過ごせるむらづくり

子どもがのびのびと過ごすことができるよう、公園等の遊び場の整備を行い、安心して過ごすことができるようにします。

2) 地域の安全活動の推進

児童、高齢者等に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進めます。

外灯の設置については地域の意見を把握しながら、設置に努めます。

子どもをねらった性犯罪をはじめとする犯罪被害に遭うのを防ぐために、子ども110番を村内に指定しています。今後はさらに「子ども110番の家」等緊急避難場所の周知を図っていきます。

登下校時の見守り活動など、地域での見守り体制等の取組みを進めます。

あわせて、子どもたちには防犯ブザーを配付して、正しい使い方を指導します。そして、関係機関との連携のもと、あらゆる広報等の機会を通じ、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供を充実します。

3) 青少年健全育成活動の支援

学校、PTA、行政、青少年健全育成推進員、警察等との連絡調整、情報交換に努めて青少年健全育成活動を支援します。

教育委員会を中心に村内のスクールガードリーダーによるパトロール活動をはじめ、地域の子どもを守る活動に取り組みます。

VII. 子ども・子育て支援事業の推進 (子ども・子育て支援事業計画)

(1) 子ども・子育て支援法におけるサービス体系

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下のとおりです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	(4) 子どものための教育・保育給付	①特定教育・保育(施設型)給付	1. 幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		②地域型保育給付(村が認可)	8. 小規模保育事業
			9. 家庭的保育事業
			10. 居宅訪問型保育事業
			11. 事業所内保育
	(5) 地域子ども・子育て支援事業	12. 利用者支援	
		13. 地域子育て支援拠点事業	
		14. 妊婦・産婦健康診査事業	
		15. 乳児家庭全戸訪問事業	
		16. 養育支援訪問事業等	
		17. 子育て短期支援事業	
		18. ファミリー・サポート・センター事業	
		19. 一時預かり	
		20. 延長保育事業	
		21. 病児病後児保育事業	
		22. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
子ども・子育て支援法以外	23. 私立認可保育所(委託費を支弁)		
	24. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)		

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することとされており、本村では村全域を1区域と設定します。

(3) 計画期間の子ども数と潜在的家族類型

①子ども数の推移と今後の見込み（0～5歳）

計画期間中の児童数について、近年の各年4月1日現在の1歳年齢ごとと男女別人口（住民基本台帳人口）の動きを基に推計しました。

(人)

	実績			計画期間の推計児童数（就学前）				
	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	9	7	6	9	5	5	5	5
1歳	4	7	7	4	9	5	5	5
2歳	7	6	8	7	4	9	5	5
3歳	4	4	7	4	7	4	9	5
4歳	5	7	4	5	4	7	4	9
5歳	5	4	7	5	5	4	7	4
計	35	35	39	34	34	34	35	33

②潜在的ニーズを加味した家族類型割合（調査結果より）

ニーズ調査の結果から、年齢区分ごとの家庭類型を分類すると、以下のとおりとなります。潜在家族類型はニーズ調査から就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分したものです。

■0～5歳

家庭類型		潜在	
		実数	割合
タイプA	ひとり親	1	5%
タイプB	フルタイム×フルタイム	9	45%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	7	35%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプD	専業主婦(夫)	3	15%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプF	無業×無業	0	0%
全 体		20	100%

■0歳

家庭類型		潜在	
		実数	割合
タイプA	ひとり親	0	0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	2	100%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプD	専業主婦(夫)	0	0%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%
タイプF	無業×無業	0	0%
全 体		2	100%

■1・2歳

家庭類型		潜在	
		実数	割合
タイプA	ひとり親	0	0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	2	29%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	3	42%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0%
タイプD	専業主婦(夫)	2	29%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0	0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0%
タイプF	無業×無業	0	0%
全 体		7	100%

■3~5歳

家庭類型		潜在	
		実数	割合
タイプA	ひとり親	1	10%
タイプB	フルタイム×フルタイム	5	50%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	4	40%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0%
タイプD	専業主婦(夫)	0	0%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0	0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0%
タイプF	無業×無業	0	0%
全 体		10	100%

(4) 子どものための教育・給付

① 特定教育・保育（施設型）給付

1～7）幼稚園・認定子ども園（教育）

■現状

現在は村内に幼稚園はなく、ほとんどの子どもが保育所に通っています。ニーズ調査では2人の方が今後利用したいサービスに「幼稚園」か「認定こども園」を選択しており、第2期計画期間中に認定こども園移行も含め、教育の確保の必要性を検討します。

■見込み量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0		0		0		0		0	
供給量	0		0		0		0		0	

② 保育所

■現状

村立保育所が1か所あります。

施設名		児童数 (上段：平成30年4月1日現在) (下段：平成31年4月1日現在)							定員
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
		村	新庄村保育所	0	3	4	4	8	
		0	6	4	5	5	8	28	

資料：住民福祉課

■見込み量（人）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	9	11	14	5	13	16	5	14	15	5	10	20	5	10	18
計	34			34			34			35			33		
供給量	4	11	20	2	13	20	1	14	20	5	10	20	5	10	20
合計	35			35			35			35			35		

■確保方策等

利用希望に対応して利用できる受け入れ体制を確保しており、保育士の確保を図りながら、保育内容の質の向上を図ります。

②地域型保育給付

8) 小規模保育事業

■現状

従来の認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれます。

9) 家庭的保育事業

■現状

保育ニーズとしては0～2歳の保育サービスに含まれます。

10) 居宅訪問型保育事業

■現状

従来のベビー・シッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれます。

11) 事業所内保育事業

■現状

保育ニーズはありません。

■8～11 地域型保育給付の各種サービスの確保方策等

現在実施していませんが、0歳児の保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向などの把握に努めます。

(5) 地域子ども・子育て支援事業

12) 利用者支援事業

■現状

新制度に伴い、新たに導入される事業ではありますが、利用に関する相談や入所の手続きなどは、住民福祉課で対応できています。

■見込み量（実施か所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

■確保方策等

地域の保育資源等の情報の収集・提供を行うなど、総合的に対応するために、子育て包括支援センターで同様の取組を図ります。

13) 地域子育て支援拠点事業

■現状

すくすく広場やママカフェの集いを通じて親子や子どもたちに利用されています。

施設名	運営者	事業内容
すくすく広場	村	子育て親子の交流育てに関する相談・援助など (すくすく相談・発達相談、あそびの教室、 保育所園庭開放等)

■見込み量（1年あたり利用延人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	46	46	46	46	46
供給量	46	46	46	46	46

■検討課題等

ニーズ調査でも1人あたり月1～2回程度の利用希望であり、見込み量については、これまでの利用状況から算出しています。現在の利用状況を踏まえて、利用を促進します。

14) 妊婦・産婦健康診査事業

■現状

	平成29年度	平成30年度
対象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行	妊婦：実5人 産婦：－	妊婦：実5人 産婦：－

■見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(実)	14	14	14	14	14
供給量	15	15	15	15	15

■確保方策等

妊産婦健診の受診状況等を踏まえ、適切な受診を促進します。

15) 乳児家庭全戸訪問事業

■現状

	平成29年度	平成30年度
対象：生後4か月までの乳児 実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導	6人	4人

■見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	6	6	6	6	6
供給量	10	10	10	10	10

■確保方策等

継続して適切な対応に努めます。

16) 養育支援訪問事業

■現状

養育支援が特に必要な家庭に保健師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（育児技術指導や、養育者の精神的サポート、相談支援等）を行う事業です。状況把握に努め、必要時には保健師等が訪問できるようにしています。

■見込み量（対象家庭数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

■確保方策等

育児放棄等養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、必要時に対応に努めます。

17) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業等）

■現状

現在は未実施です。

■見込み量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

■確保方策等

ニーズ調査でも要望がでてきており、子育て世代包括支援センター等で今後のサービス提供について検討を行っていきます。

18) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■現状

現在は事業としては未実施です。

■見込み量（年利用日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

■確保方策等

利用ニーズの把握に努め、事業内容に基づいた実施体制も検討します。

19) 一時預かり事業

■現状

新庄村保育所にて実施しています。

■見込み量（一日利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	3	3	3	3	3
供給量	5	5	5	5	5

■推進方策等

ニーズ調査でも希望があり、人材を確保し継続してサービスが提供できるよう努めます。

20) 延長保育事業

■現状

希望により 18 時 00 分までの延長保育を実施しています。

■見込み量（一日利用実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	6	6	6	6	6
供給量	10	10	10	10	10

■確保方策等

現在はニーズ調査でも要望どおり実施できております。今後も同様に保護者の働き方や保育の希望の把握に努めます。

21) 病児・病後児保育事業

■現状

住民福祉課にて実施しています

■見込み量（年利用日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10	10	10	10	10
供給量	15	15	15	15	15

■検討課題等

ニーズ調査からも共働き世帯が増え、近くに親類等の支援者がいない子育て世帯も増えていることなどにも考慮し、受け入れ態勢を確保し、働く世代が安心して子育てができるように努めます。

22) 放課後児童健全育成事業

1) 平日

村教育委員会による放課後子ども教室で同様の事業を実施しており、小学 1～6 年生が利用しています。

名 称	開設場所
放課後子ども教室	新庄村公民館

申込み児童数（人）	平成30年度	平成31年度
1年生	4	6
2年生	5	7
3年生	3	4
4年生	4	2
5年生	3	1
6年生	2	1
合計	21	21

■見込み量（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 ※	15	15	15	15	15
供給量	20	20	20	20	20

注※5歳児及び通年を通じての申込以外に、夏休み期間別途申込をした人数も含めて
います。

■確保方策等

現在は6年生までを対象に実施しており、今後は放課後の居場所として指導員の確保、育成を図り運営しています。また、国の策定した「放課後子ども総合プラン」に沿い、村の実施状況に応じた形で実施を推進します。

2) 土曜日

教育委員会によるジュニアスポーツクラブを実施しています。地域において、スポーツを通じて青少年の健全な心身育成に資することを目的として、小学生の児童を対象に、毎週土曜日にサッカー・ソフトバレーの練習を中心とした活動を行っています。また、村外で行われる各種スポーツ大会にも出場し、村外の子ども達とも交流を図ることができています。

23) 私立認可保育所事業（委託費を支弁）

■現状

現在は事業としては未実施です。今後ニーズを踏まえながら検討を行っていきます。

24) 新制度への移行を選択しない私立幼稚園事業

■現状

現在は事業としては未実施です。今後ニーズを踏まえながら検討を行っていきます。

(6) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

村として、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。また、教育ニーズについて継続して把握します。

① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

② 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

③ 保育所と小学校との連携

幼児期の保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保小連携）の取組みの推進については、人事交流や合同研修、授業参観などにより、相互理解に努め、定期的・継続的に関係者の共通理解を図ります。

(7) 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでおり、継続して推進していきます。

① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

低年齢児の保育ニーズや保護者の就労状況に対応し、保育所が利用できるように努め、低年齢児保育の量の確保を図ります。

② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等が考えられます。

③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などが考えられます。